

## 2 監視項目及び報告事項

### 第一 監視項目（第二清掃工場）

#### 1 排ガス

項目	保証値 (※)	測定頻度
ばいじん	0.01 g / m <sup>3</sup> 以下	年 6 回
硫黄酸化物	10ppm 以下	
塩化水素	10ppm 以下	
窒素酸化物	30ppm 以下	
水銀	30 μg / m <sup>3</sup> 以下	
一酸化炭素	30ppm 以下	

※法基準より厳しい自主基準値

#### 2 ダイオキシン類

項目	基準値	測定頻度
排ガス (※)	0.01ng - TEQ / m <sup>3</sup> 以下	年 4 回
放流水	10pg - TEQ / l以下	
スラグ	3ng - TEQ / g 以下	
飛灰	3ng - TEQ / g 以下	

※ 排ガスについては法基準より厳しい自主基準値(保証値)

#### 3 騒音

時間帯	基準値	測定頻度
昼間（午前 8 時～午後 7 時）	50dB	年 1 回
朝夕（午前 6 時～午前 8 時，午後 7 時～午後 10 時）	45dB	
夜間（午後 10 時～午前 6 時）	40dB	

#### 4 振動

時間帯	基準値	測定頻度
昼間（午前 8 時～午後 7 時）	55dB	年 1 回
夜間（午後 7 時～午前 8 時）	50dB	

#### 5 悪臭（別表 1）

項目	基準値	測定頻度
臭気濃度	10 以下	年 1 回
悪臭物質	悪臭防止法で定められた基準値以下	

6 放流水（別表2）

項目	基準値	測定頻度
プラント排水	千葉県公共下水道（手賀沼流域下水道）の排水基準値以下	年2回

7 溶融スラグ及び飛灰固化物（別表3，4）

項目	基準値	測定頻度
溶融スラグ	土壌環境基準以下	年12回
飛灰固化物	埋立に係る判定基準以下	
主灰	埋立に係る判定基準以下	

8 熱灼減量（主灰）

項目	保証値（※）	測定頻度
主灰	3%以下	年12回

※ 法基準より厳しい自主基準値

第二 監視項目（周辺環境）

1 大気測定

項目	基準値（長期的評価）	測定頻度
二酸化硫黄	日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	常時モニタリング
	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しない	
二酸化窒素	日平均値の98%値が0.04~0.06ppm内又はそれ以下	
浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値が0.1mg/m <sup>3</sup> 以下	
	日平均値が0.1mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しない	

2 大気中のダイオキシン類

項目	基準値（年平均値）	測定頻度
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	年4回

3 周辺井戸水（別表5）

項目	基準値	測定頻度
井戸水	浄水基準値	年1回

第三 報告事項

1～4 焼却量，排ガス量，排水量，灰溶融量

項目	協定事項
焼却量	最大 250t/日以下，年平均 200t/日以下
排ガス量	最大排ガス量 36,540 m <sup>3</sup> /h・1系列
排水量	最大排水量 315t/日
灰溶融量	最大 23t/日・1炉

5 第二清掃工場に係る事故

6 その他必要な事項

- (1) 故障 (2) 苦情  
(3) 水素濃度

測定箇所	基準値	測定頻度
主灰バイパスコンベア	0.8%以下	3時間ごと
加湿機水封部		
加湿機駆動部 *自動測定器設置*		

第四 報告事項（放射性物質保管状況）

1 指定廃棄物の保管量

2 焼却灰等の（放射性セシウム134，137）の測定

項目	目標値	測定頻度
主灰	1,000Bq/kg以下	年12回
飛灰固化物		
放流水	検出されないこと	

3 空間放射線量測定

測定箇所（別図4）	確認事項	測定頻度
南部CC及び周辺	異常値の有無	年12回
仮保管庫周辺		